

公益財団法人古川体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人古川体育協会（以下「この法人」という。）定款第4条第4号の事業を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種別)

第2条 表彰は、この規程に定めるところにより、古川地区のスポーツ振興に顕著な功績のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰し、または表彰について推薦を行う。

- (1) 優秀選手表彰
- (2) 優秀指導者表彰
- (3) スポーツ推進功労表彰
- (4) 体育功労者表彰
- (5) 前各号に該当しないが、社会体育の振興並びにこの法人の発展に関し特に表彰に値すると認められた者

(表彰の基準)

第3条 前条の表彰は、別表に定める基準に該当するものとする。

- 2 優秀選手表彰は、当該年度の実績とする。ただし、優秀指導者表彰、スポーツ推進功労表彰及び体育功労者表彰については、加盟単位協会1名とし、過去において表彰されたものは除くものとする。

(候補者の推薦)

第4条 この法人の加盟団体の長又は古川地区内の小学校長・中学校長・高等学校長は、この規程に該当するときは、所定の推薦書を会長に提出するものとする。ただし、理事及び評議員は、特に必要があるときは、前項に定める推薦ができるものとする。

- 2 表彰の推薦は、公益財団法人宮城県体育協会又は関係行政機関に対してこれを行う。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、前条の規定に基づき推薦された者のうちから、理事会が行うものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、毎年評議員会において行う。ただし、事情があるときは、その他の席上で行う事ができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成7年3月27日から施行する。

この規程は、平成13年3月7日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月16日から施行し、平成25年11月7日から適用する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(別表)

表彰の種別	対象となるもの	表彰の基準
優秀選手表彰	この法人の加盟団体会員及び古川地区内の小・中・高等学校に在学する者で、当該大会の選手登録者であること。	(公財)日本スポーツ協会(加盟団体を含む)(公財)宮城県スポーツ協会(加盟団体を含む)全国・宮城県の中学校・高等学校体育連盟が主催、又は主管する体育大会において、県大会は優勝、東北大会は3位以内入賞、全国大会は入賞の成績を収めた者。あるいは上記団体の所管下において日本代表選手として国際体育大会に出場した者。
優秀指導者表彰	古川地区在住・在勤の体育運動指導者	古川地区にあつて指導者として選手の育成にあたり、その指導により優秀な選手を育成し、かつ、指導実績が顕著な功績を有する者。又は、多年にわたり指導者として地域スポーツの発展強化に顕著な功績を有する者。
スポーツ推進功労表彰	古川地区在住・在勤者及び古川地区内に本拠を置く団体	古川地区にあつて、10年以上にわたりスポーツの推進に尽力し功労があつた者。又は、古川地区スポーツの発展向上に寄与した功績が特に顕著である者。
体育功労者表彰	古川地区在住・在勤者	古川地区にあつて、20年以上にわたりスポーツの振興に尽力し功労があつた者。又は、古川地区スポーツの発展向上に寄与した功労が特に顕著である者。